

第6次松山市総合計画(後期基本計画)推進懇話会 メンバー名簿

	所属・役職	氏 名
1	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授	畔地 利枝
2	公募	稲葉 愛笑
3	まつやま子ども育成会議 委員長	太田 佳光
4	松山アーバンデザインセンター 副センター長 兼 愛媛大学防災情報研究センター 准教授	小野 悠
5	特定非営利活動法人ふれあいエコクラブ 理事	加藤 公子
6	松山大学法学部 教授	倉澤 生雄
7	松山市消防団女性分団 分団長	高橋 真由美
8	松山市文化協会 事務局長 兼 文化・スポーツ振興財団 常務理事	中西 真也
9	松山商工会議所総合企画部 部長	中矢 斉
10	愛媛大学社会連携推進機構 教授	前田 眞
11	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 非常勤講師	村山 洋子
12	公募	山本 こよみ
13	松山市認定農業者協議会 会長	横林 徳幸

第6次松山市総合計画（後期基本計画）推進懇話会開催要綱

（開催）

第1条 第6次松山市総合計画（後期基本計画）（次条において「計画」という。）の策定を検討する上で、外部有識者等から広く意見を聴くため、第6次松山市総合計画（後期基本計画）推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、計画の策定に必要な事項に関し、総合的な立場から意見を述べる。

（組織）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから適当と認める者を懇話会の出席者として選任するものとする。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体職員
- （3）公募市民
- （4）その他市長が必要と認める者

（会議）

第4条 懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

2 懇話会の進行は、企画戦略課が行う。

（会期）

第5条 懇話会の会期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（庶務）

第6条 懇話会に関する庶務は、企画戦略課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成30年3月31日限りその効力を失う。